

様式第5号

福島県指令生福第6848号

所在地 いわき市内郷綴町沼尻3番地
医療機関等開設者 名称 独立行政法人労働者健康安全機構
福島労災病院

令和8年1月16日付けで申請のあった福島県地域リハビリテーション支援センター等について、福島県地域リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センター等の指定及び運営要綱第16条に基づき下記のとおり指定します。

記

- 1 指定する地域リハビリテーション支援センター等の種別
相談センター
- 2 医療機関等の名称
独立行政法人労働者健康安全機構福島労災病院
- 3 医療機関等の所在地
いわき市内郷綴町沼尻3番地
- 4 指定期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和8年4月1日

福島県知事 内堀 雅雄



(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。